

第二十章 環境

第二十・一条 定義

この章の規定の適用上、

「環境法令」とは、締約国の法律又は規則又は法律又は規則の規定（環境に関する多数国間協定に基づく当該締約国の義務を履行するものを含む。）であつて、次の事項を通じ、環境を保護し、又は人の生命若しくは健康に対する危険を防止することを主たる目的とするものをいう。

- (a) 環境汚染物質の流出、排出又は放出の防止、低減又は規制
- (b) 化学物質その他の物質又は廃棄物であつて、環境上有害な又は毒性を有するものの規制及び当該規制に関連する情報の周知

- (c) 野生動植物（絶滅のおそれのある種を含む。）、野生動植物の生息地及び特別に保護された自然の区域（注1）の保護又は保全（注2）

注1 この章の規定の適用上、「特別に保護された自然の区域」とは、締約国が自国の法令で定める特別に保護された自然の区域をいう。

注2 締約国は、この(c)に規定する保護又は保全に生物の多様性の保護又は保全を含めることができることを認める。

ただし、労働者の安全又は健康に直接関係する法律又は規則又は法律又は規則の規定及び自給のための又は先住民による天然資源の採捕の管理を主たる目的とする法律又は規則又は法律又は規則の規定を含まない。

「法律又は規則」とは、次のものをいう。

- (a) オーストラリアについては、連邦議会の法律又は当該法律に基づいて委任される権限の下で連邦総督が定める規則であつて、中央政府が執行することができるもの
- (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、ブルネイ・ダルサラーム国憲法に基づいて公布される法律、命令又は規則であつて、ブルネイ・ダルサラーム国政府が執行することができるもの
- (c) カナダについては、カナダ議会の法律又は当該法律に基づいて定める規則であつて、中央政府の行為によって執行することができるもの
- (d) チリについては、チリ共和国政治憲法に規定するところにより制定される国民議会の法律又は共和国

大統領令

- (e) 日本国については、国会の法律、政令又は省令及び当該法律に基づいて定めるその他の命令であつ

て、中央政府の行為によって執行することができるもの

(f) マレーシアについては、連邦議会の法律又は当該法律に基づいて公布される規則であつて、連邦政府の行為によって執行することができるもの

(g) メキシコについては、連邦議会の法律又は当該法律に基づいて公布される規則であつて、連邦政府の行為によって執行することができるもの

(h) ニュージールランドについては、ニュージールランド議会の法律又は当該法律に基づいて総督が定める規則であつて、中央政府の行為によって執行することができるもの

(i) ペルーについては、共和国議会の法律、命令又は当該法律を実施するために中央政府によって公布される決議であつて、中央政府の行為によって執行することができるもの

(j) シンガポールについては、シンガポール議会の法律又は当該法律に基づいて公布される規則であつて、シンガポール政府の行為によって執行することができるもの

(k) アメリカ合衆国については、連邦議会の法律又は当該法律に基づいて公布される規則であつて、中央政府の行為によって執行することができるもの

(1) ベトナムについては、国会の法律、国会の常務委員会の命令又は当該法律若しくは当該命令を実施するために中央政府によって公布される規則であつて、中央政府の行為によって執行することができるもの

第二十・二条 目的

1 この章の規定は、相互に補完的な貿易及び環境に関する政策を促進すること、高い水準の環境の保護及び効果的な環境法令の執行を促進すること並びに貿易に関連する環境問題に対処するための締約国の能力を高めること（協力を通じて行うことを含む。）を目的とする。

2 締約国は、自国の優先事項及び事情を考慮しつつ、環境を保護し、及び保全し、並びに自国の天然資源を持続可能な方法で管理するために協力を推進することが、持続可能な開発に貢献し、環境の管理を強化し、及びこの協定の目的を補完することができるという利益をもたらすことを認める。

3 締約国は、更に、締約国間の貿易又は投資に対する偽装した制限となるような態様により、自国の環境法令その他の措置を定め、又は用いることが適當でないことを認める。

第二十・三条 一般的な約束

1 締約国は、持続可能な開発を促進するに当たり環境の保護を改善するため、相互に補完的な貿易及び環境に関する政策及び慣行の重要性を認める。

2 締約国は、環境に関する自国の保護の水準及び優先事項を定め、並びにそれらに従って自国の環境法令及び環境に関する政策を定め、採用し、又は修正する各締約国の主権的権利を認める。

3 各締約国は、自国の環境法令及び環境に関する政策が高い水準の環境の保護について定め、及びこれを奨励することを確保するよう努め、並びに環境の保護に関する自国の水準を引き続き向上させるよう努める。

4 いずれの締約国も、この協定が自国について効力を生ずる日の後、一連の作為又は不作為を締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼす態様で継続し、又は反復することにより、自国の環境法令の効果的な執行を怠ってはならない。

5 締約国は、(a)調査、訴追、規制及び遵守に関する事項について、並びに(b)一層高い優先度を有すると決定される他の環境法令に対して環境に関する執行に係る資源を配分することについて、各締約国が裁量を行使し、及び決定を行う権利を保持することを認める。このため、締約国は、一の締約国による環境法令

の執行についての一連の作為又は不作為が、当該裁量の合理的な行使を反映し、又は当該一の締約国の環境法令の執行のための優先度に基づく当該資源の配分に関する誠実な決定によって生ずる場合には、当該一の締約国が4の規定を遵守しているものと了解する。

6 2の規定の適用を妨げることなく、締約国は、各締約国の環境法令において与えられる保護を弱め、又は低下させることにより、貿易又は投資を奨励することが適当でないことを認める。このため、締約国は、締約国間の貿易又は投資を奨励する目的で、自国の環境法令において与えられる保護を弱め、又は低下させる態様により、当該環境法令について免除その他の逸脱措置をとってはならず、又はとる旨提案してはならない。

7 この章のいかなる規定も、締約国の当局に対し、他の締約国の領域において環境法令の執行活動を行う権限を与えるものと解してはならない。

第二十・四条 環境に関する多数国間協定

1 締約国は、自国が締結している環境に関する多数国間協定が環境を保護するに当たり世界的に及び国内で重要な役割を果たすこと並びに自国による当該協定の実施が当該協定の環境上の目的を達成するために

不可欠であることを認める。このため、各締約国は、自国が締結している環境に関する多数国間協定を実施することについての自国の約束を確認する。

2 締約国は、貿易及び環境に関する共通の関心事項（特に、関連する環境及び貿易に関する多数国間協定の交渉及び実施）に係る締約国間の対話を通じ、貿易に関する法令及び政策と環境法令及び環境に関する政策との間の相互の補完性を高める必要性を強調する。

第二十・五条 オゾン層の保護

1 締約国は、ある種の物質の放出が人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれのある態様でオゾン層の著しい破壊その他の変化を生じさせる可能性があることを認める。このため、各締約国は、当該物質の生産、消費及び貿易を規制する措置をとる（注1、注2、注3）。

注1 各締約国について、この1の規定は、千九百八十七年九月十六日にモントリオールで作成されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（当該各締約国について適用可能な場合には、その将来の改正を含む。）（以下この条において「モントリオール議定書」という。）によって規制される物質に関連するものである。

注2 締約国は、モントリオール議定書に基づく自国の義務を履行するための附属書二十一Aに掲げる措置又は当該措置と同等以

上の水準の環境の保護について定めるその後の措置を維持している場合には、この1の規定を遵守しているものとみなされる。

注3 締約国は、この1の規定の遵守が注2の規定によっては確定しない場合において、この1の規定の違反を確定するために、ある種の物質であつて、人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれのある態様でオゾン層の著しい破壊その他の変化を生じさせる可能性があるものの生産、消費及び貿易を規制する措置を他の締約国がとらなかったことが締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼす態様であつたことを示さなければならない。

2 締約国は、また、オゾン層の保護に関する措置の策定及び実施における各締約国の法令又は政策に基づく公衆の参加及び公衆との協議の重要性を認める。各締約国は、オゾン層の保護に関する自国の計画及び活動（協力計画を含む。）についての適切な情報を公に入手可能なものとする。

3 締約国は、第二十・十二条（協力の枠組み）の規定に従い、オゾンを破壊する物質に関連する相互に関心を有する事項について取り組むために協力する。協力には、次の事項に関連する分野における情報及び経験の交換を含めることができるが、これらに限定されない。

(a) オゾンを破壊する物質の代替品であつて環境を害しないもの

- (b) 冷媒の管理に関する慣行、政策及び計画
- (c) 成層圏のオゾンを測定する方法
- (d) オゾンを破壊する物質の違法な貿易への対応

第二十・六条 船舶による汚染からの海洋環境の保護

1 締約国は、海洋環境を保護し、及び保全することの重要性を認める。このため、各締約国は、船舶による海洋環境の汚染を防止するための措置をとる（注1、注2、注3）。

注1 各締約国について、この1の規定は、千九百七十三年十一月二日にロンドンで作成され、船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書（千九百七十八年二月十七日にロンドンで作成）によって修正され、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（千九百九十七年九月二十六日にロンドンで作成）によって改正された船舶による汚染の防止のための国際条約（当該各締約国について適用可能な場合には、その将来の改正を含む。）（以下この条において「MARPOL」という。）によって規制される汚染に関連するものである。

注2 締約国は、MARPOLに基づく自国の義務を履行するための附属書二十一Bに掲げる措置又は当該措置と同等以上の水準

の環境の保護について定めるその後の措置を維持している場合には、この1の規定を遵守しているものとみなされる。

注3 締約国は、この1の規定の遵守が注2の規定によっては確定しない場合において、この1の規定の違反を確定するために、船舶による海洋環境の汚染を防止するための措置を他の締約国がとらなかったことが締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼす態様であったことを示さなければならない。

2 締約国は、また、船舶による海洋環境の汚染を防止するための措置の策定及び実施における自国の法令又は政策に基づく公衆の参加及び公衆との協議の重要性を認める。各締約国は、船舶による海洋環境の汚染の防止に関する自国の計画及び活動（協力計画を含む。）についての適切な情報を公に入手可能なものとする。

3 締約国は、第二十・十二条（協力の枠組み）の規定に従い、船舶による海洋環境の汚染に関連する相互に関心を有する事項について取り組むために協力する。協力の分野には、次の事項を含めることができる。

- (a) 事故によって生ずる船舶による汚染
- (b) 船舶の通常の運航による汚染

- (c) 故意によって生ずる船舶による汚染
- (d) 船舶から生ずる廃棄物を最小にするための技術の開発
- (e) 船舶からの排出
- (f) 港における廃棄物の受入施設の妥当性
- (g) 特別の地理的区域における強化された保護
- (h) 執行措置（旗国への通報及び適当な場合には寄港国による通報を含む。）

第二十・七条 手続事項

- 1 各締約国は、関連する情報が公に入手可能であることを確保することにより、自国の環境法令及び環境に関する政策（執行及び遵守の手続を含む。）に関する啓発を促進する。
- 2 各締約国は、自国の領域において居住し、又は設立される利害関係者が、自国の権限のある当局に対し、自国の環境法令に対する違反の容疑を調査するよう要請することができること及び当該権限のある当局が自国の法令に従いその要請に妥当な考慮を払うことを確保する。
- 3 各締約国は、自国の環境法令の執行のための司法手続、準司法的な手続又は行政上の手続が自国の法令

に基づいて利用可能であること並びにこれらの手続が公正であり、衡平であり、透明性があり、及び正当な法の手続に従うものであることを確保する。当該司法手続、準司法的な手続又は行政上の手続における口頭陳述は、司法の運営のために公開しないことが要求される場合を除くほか、適用可能な自国の法令に従って公開とする。

4 各締約国は、特定の事項について自国の法令に基づいて認められた利害関係を有する者が、3に規定する司法手続、準司法的な手続又は行政上の手続を利用する適当な機会を有することを確保する。

5 各締約国は、自国の環境法令の効果的な執行のため、当該環境法令の違反に対する適当な制裁又は救済措置について定める。当該制裁又は救済措置には、違反を行った者に対して損害賠償若しくは差止めによる救済を求めるために直接訴えを提起する権利又は政府の行為を求める権利を含めることができる。

6 各締約国は、5に規定する制裁又は救済措置を定めるに当たり、関連する要素に適切な考慮を払うことを確保する。当該要素には、違反の性質及び重大性、環境に与える損害並びに違反を行った者が当該違反から得た経済的利益を含めることができる。

第二十・八条 公衆の参加のための機会

- 1 各締約国は、自国によるこの章の規定の実施に関する情報の要請に応ずるよう努める。
- 2 各締約国は、この章の規定の実施に関連する事項について意見を求めるため、現行の協議の仕組みを利用し、又は新たな協議の仕組みを設ける（例えば、国内の諮問委員会を利用し、又は設ける。）。これらの仕組みは、適当な場合には、関連する経験（ビジネス、天然資源の保存及び管理又は他の環境に関する事項についての経験を含む。）を有する者を含めることができる。

第二十・九条 公衆の意見の提出

- 1 各締約国は、自国によるこの章の規定の実施に関する自国の者からの書面による意見（2及び3において「意見書」という。）を受領し、及び検討することを定める（注）。各締約国は、当該意見に対し、書面により及び国内手続に従い適時に回答を行い、例えば適当な公のウェブサイトに掲示することにより、当該意見及び当該回答を公に入手可能なものとする。

注 締約国は、可能かつ適当な場合には、この第一文に規定する目的のため、現行の制度上の機関又は仕組みを利用することができる。

- 2 各締約国は、意見書の受領及び検討のための自国の手続を、例えば適当な公のウェブサイトに掲示する

ことにより、容易に利用することができるようにし、かつ、公に入手可能なものとする。当該手続は、意見が検討の対象となるために次の要件を満たすべきであることを定めることができる。

- (a) 当該意見を受領する締約国の公用語の一による書面によるものであること。
- (b) 当該意見を提出する者を明確に特定していること。
- (c) 当該意見を検討することができるような十分な情報（当該意見の根拠となる証拠書類を含む。）を提供していること。
- (d) 提起された事項が締約国間の貿易又は投資にどのように及びどの程度影響を及ぼすかについて説明していること。
- (e) 進行中の司法手続又は行政上の手続の対象となる事項を提起しないこと。
- (f) 当該意見に係る問題が書面により締約国の関係当局に通報されたことがあるかどうか及び当該締約国による回答があった場合にはその回答を示していること。

3 各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から百八十日以内に、意見書を受領し、及び当該意見書に回答する責任を負う機関について他の締約国に通報する。

4 締約国が自国の環境法令の効果的な執行を怠っている旨が意見において主張された場合において、当該締約国が当該意見に対して書面による回答を行ったときは、他のいずれの締約国も、当該意見において提起された問題についての理解を深めるため及び適当な場合には当該問題に関し協力活動を活用することができるかどうかについて検討するため、環境に関する小委員会（以下この章において「環境小委員会」という。）において当該意見及び当該書面による回答について討議することを要請することができる。

5 環境小委員会は、その第一回会合において、締約国によって環境小委員会に付託される意見及び回答について討議するための手続を定める。当該手続は、問題に関する事実に基づく情報によって構成される報告書を環境小委員会のために作成するため、専門家又は現行の制度上の機関を利用することについて定めることができる。

6 環境小委員会は、この協定の効力発生の日の後三年以内に、その後は締約国が決定するところにより、この条の規定の実施に関する委員会のための報告書を作成する。当該報告書の作成のため、各締約国は、自国によるこの条の規定に基づく活動の実施に関する書面による要約を提出する。

第二十・十条 企業の社会的責任

各締約国は、自国の領域内又は管轄内で活動する企業に対し、自国が承認し、又は支持した国際的に認められた基準及び指針に従い、環境に関する企業の社会的責任に係る原則を当該企業の経営及び慣行において自発的に採用することを奨励すべきである。

第二十・十一条 環境に関する実績を向上させるための任意の仕組み

1 締約国は、柔軟な及び任意の仕組み（例えば、任意の監査及び報告、市場に基づく奨励、情報及び専門知識の任意の共有並びに官民間の連携）が、高い水準の環境の保護の達成及び維持に寄与することができること並びに国内の規制措置を補完することができることを認める。締約国は、また、当該仕組みが環境上の利益を最大にし、及び貿易に対する不必要な新たな障害となることを回避するような態様で立案されるべきであることを認める。

2 各締約国は、自国の法令又は政策に従い、及び適当と認める範囲内で、次のことを奨励する。

(a) 自国の領域における天然資源及び環境を保護するために柔軟な及び任意の仕組みを用いること。

(b) (a)に規定する任意の仕組みに関し、環境に関する実績の評価に用いる基準の作成に関与する自国の関係当局、事業者及び事業者団体、非政府機関並びに他の利害関係者が当該基準の作成及び改善を継続す

ること。

3 さらに、各締約国は、民間部門の団体又は非政府機関が製品の環境上の品質に基づいて当該製品の販売を促進するための任意の仕組みを設ける場合には、当該団体及び当該非政府機関に対し、特に次の要件を満たす任意の仕組みを設けるよう奨励すべきである。

(a) 真実のものであること、誤認させないものであること並びに科学的及び技術的な情報を考慮するものであること。

(b) 該当する場合かつ利用可能な場合には、関連する国際的な基準、勧告又は指針及び最良の慣行に基づくものであること。

(c) 競争及び革新を促進するものであること。

(d) 製品を原産地に基づいて不利に取り扱わないものであること。

第二十・十二条 協力の枠組み

1 締約国は、締約国間の貿易及び投資の関係を強化するに当たり、この章の規定を実施し、及びこの章の規定による利益を高める仕組みとしての協力並びに環境を保護し、及び持続可能な開発を促進するための

締約国の共同の及び個々の能力を強化する仕組みとしての協力の重要性を認める。

2 締約国は、自国の優先事項及び事情並びに利用可能な資源を考慮しつつ、協力により相互に利益を得られる場合には、この章の規定の実施に関し、参加する締約国間の共同の又は共通の関心事項に取り組むために協力する。当該協力は、締約国が二国間又は複数国間で行うことができ、並びに参加する締約国のコンセンサスにより、非政府機関及びこの協定の非締約国を含めることができる。

3 各締約国は、この章の規定の実施に関する協力について責任を負う一又は二以上の当局を協力活動の調整に関する事項についての自国の国の連絡部局として指定し、及び当該連絡部局についてこの協定が自国について効力を生ずる日から九十日以内に書面により他の締約国に通報する。締約国は、自国の連絡部局について他の締約国に通報するに当たり、又は連絡部局を通じてその後いつでも、次のことを行うことができる。

- (a) 協力のための優先事項を他の締約国と共有すること（当該協力の目的を共有することを含む。）。
- (b) この章の規定の実施に関する協力活動を他の締約国に提案すること。

4 締約国は、可能かつ適当な場合には、現行の協力の仕組みを補完し、及び利用し、並びに地域的機関及

び国際機関の関連する活動を考慮するよう努める。

5 協力は、各種の方法（対話、研究集会、セミナー、会議、協力計画及び協力事業、協力及び訓練を促進し、及び円滑にするための技術援助、政策及び手続に関する最良の慣行の共有並びに専門家の交流を含む。）により行うことができる。

6 締約国は、協力活動及び協力計画を立案するに当たり、適当な場合には、特定の協力活動及び協力計画の効率性、実効性及び進展を検討し、及び評価することに資する実績に関する規準及び指標を明らかにするとともに、当該規準及び指標並びに協力活動又は協力計画が行われる間の又は行われた後の評価の結果を他の締約国と共有する。

7 締約国は、協力のための自国の連絡部局を通じ、この条の規定の実施及び運用について定期的に検討し、環境小委員会による第二十・十九条（環境に関する小委員会及び連絡部局）3(c)の規定に基づく検討に資するため、環境小委員会に対してその所見（勧告を含めることができる。）を報告する。締約国は、環境小委員会を通じ、協力活動に対する管理上及び運営上の支援を提供する機関を指定する必要性について定期的に評価することができる。締約国は、締約国が当該機関を設置することを決定する場合には、当

該機関の運営を支援するための任意の拠出による当該機関の資金の調達について合意する。

8 各締約国は、適当な場合には、協力活動の立案及び実施に当たり、公衆の参加を促進する。これには、関係団体間の直接の連絡及び協力を奨励し、及び円滑にすること等の活動並びにこの章の規定に基づく協力活動の実施のための当該関係団体間の取決めの締結を含めることができる。

9 締約国が、第二十条（定義）の規定において環境法令を中央政府の法令のみを含むものとして定義している場合において、当該締約国の関連する地方政府が一連の作為又は不作為を締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼす態様で継続し、又は反復することにより、当該地方政府の環境に関する法令が効果的に執行されていないと他の締約国が認めるときは、当該他の締約国は、当該締約国との対話を要請することができる。その要請には、問題となっている事項について当該締約国による評価が可能となるよう具体的かつ十分な情報を含めるとともに、当該事項が当該他の締約国の貿易又は投資に対してどのように悪影響を及ぼすかについての特定を含める。

10 この章の規定に基づく全ての協力活動は、参加する締約国の資金、人的資源その他の資源の利用可能性及び関係法令に従って行われる。参加する締約国は、個々の場合に応じ、協力活動の資金の調達について

決定する。

第二十・十三条 貿易及び生物の多様性

1 締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用並びにそれらが持続可能な開発を達成するために果たす主要な役割の重要性を認める。

2 このため、各締約国は、自国の法令又は政策に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進し、及び奨励する。

3 締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に寄与する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会の知識及び慣行を尊重し、保存し、及び維持することの重要性を認める。

4 締約国は、各締約国が、その国際的な義務に従い、自国の管轄内にある遺伝資源の取得を容易にすることの重要性を認める。締約国は、更に、一部の締約国においては、国内措置に基づく遺伝資源の取得の機会が与えられるための事前の情報に基づく同意及び当該取得の機会が与えられる場合には利用者と提供者との間における相互に合意する条件（当該遺伝資源の利用から生ずる利益の配分に関するものを含む。）の設定が、国内措置によって要求されることを認める。

5 締約国は、また、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する措置の策定及び実施における自国の法令又は政策に基づく公衆の参加及び公衆との協議の重要性を認める。各締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する自国の計画及び活動（協力計画を含む。）についての情報を公に入手可能なものとする。

6 締約国は、前条（協力の枠組み）の規定に従い、相互に関心を有する事項について取り組むために協力する。協力には、次の事項に関連する分野における情報及び経験の交換を含めることができるが、これらに限定されない。

- (a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用
- (b) 生態系及び生態系から得られる利益の保護及び維持
- (c) 遺伝資源の取得の機会及び当該遺伝資源の利用から生ずる利益の配分

第二十・十四条 侵略的外来種

1 締約国は、陸生及び水生の侵略的外来種による貿易に関連する経路を通じた国境を越える移動が、環境、経済活動及び経済発展並びに人の健康に悪影響を及ぼし得ることを認める。締約国は、また、侵略的

外来種の防除、検出、制御及び可能な場合には撲滅が当該悪影響を管理するための重要な戦略であることを認める。

- 2 このため、環境小委員会は、侵略的外来種がもたらす危険及び悪影響について評価し、及び対処するための努力を強化することを目的として、侵略的外来種に関する移動、防除、検出、制御及び撲滅についての情報を共有し、並びにこれらについての管理に係る経験を共有する協力の機会を特定するため、第七・五条（衛生植物検疫措置に関する小委員会）の規定に基づいて設置する衛生植物検疫措置に関する小委員会と調整する。

第二十・十五条 低排出型の及び強靱な経済への移行

- 1 締約国は、低排出型の経済への移行には共同の行動が求められることを認識する。
- 2 締約国は、低排出型の経済に移行するための各締約国の行動が国内の事情及び能力を反映すべきであることを認めるとともに、第二十・十二条（協力の枠組み）の規定に従い、共同の又は共通の関心事項について取り組むために協力する。協力の分野には、エネルギー効率、費用対効果の大きい低排出型の技術の開発並びに代替の、汚染を伴わない及び再生可能なエネルギー源の開発、持続可能な運輸基盤及び持続可

能な都市基盤の整備、森林減少及び森林の劣化への対処、排出の監視、市場の仕組み及び市場によらない仕組み、低排出型の及び強靱^{じん}な開発並びにこの問題に対処するに当たつての情報及び経験の共有を含めることができるが、これらに限定されない。さらに、締約国は、適当な場合には、低排出型の経済への移行に関する協力活動及び能力開発の活動を行う。

第二十・十六条 海洋における捕獲漁業（注）

注 この条の規定は、養殖については、適用しない。

1 締約国は、水産物の主要な消費国、生産国及び貿易国としての自国の役割並びに自国の発展及び漁業社会（零細漁業又は小規模漁業を含む。）の生計にとつての海洋漁業分野の重要性を認識する。締約国は、また、海洋における捕獲漁業の運命が国際社会が直面する資源に関する緊急の問題であることを認識する。このため、締約国は、漁業の保存及び持続可能な管理を目的とする措置をとることの重要性を認める。

2 これに関し、締約国は、不十分な漁業管理、漁業に関する補助金であつて濫獲及び過剰な漁獲能力に寄与するもの並びに違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（以下この条において

「IUU漁業」という。）（注）が貿易、開発及び環境に著しい悪影響を及ぼし得ることを認識し、並びに濫獲及び持続可能でない漁業資源の利用の問題に対処するための個々の及び共同の行動が必要であることを認める。

注 「IUU漁業」とは、二千一年にローマで採択された国際連合食糧農業機関（以下この条において「FAO」という。）の違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画（以下この条において「二千一年のIUU漁業に関する行動計画」という。）の3と同一の意味を有するものと了解される。

3 このため、各締約国は、海洋における野生の捕獲漁業を規制する漁業管理のための制度であつて、次の目的のために立案されたものを運用するよう努める。

(a) 濫獲及び過剰な漁獲能力の防止

(b) 非漁獲対象種及び稚魚の混獲の減少（混獲をもたらす漁具の規制及び混獲が生ずるおそれがある区域における漁獲の規制によるものを含む。）

(c) 当該各締約国の者が漁獲活動を行う全ての海洋における漁業によつて濫獲された資源の回復の促進

当該漁業管理のための制度は、入手可能な最良の科学的証拠並びに海産生物の種の持続可能な利用及び保

存を確保することを目的とする国際的な文書の関連する規定に反映されている漁業管理及び保存のための国際的に認められた最良の慣行に基づくものとする（注）。

注 この3に規定する国際的な文書には、特に、適用される範囲内で、海洋法に関する国際連合条約、千九百九十五年十二月四日にニューヨークで作成された分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定、FAOの責任ある漁業に関する行動規範、千九百九十三年十一月二十四日にローマで作成されたFAOの保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定及び二千一年のIUU漁業に関する行動計画を含む。

4 各締約国は、保存管理措置の実施及び効果的な執行を通じ、さめ類、うみがめ類、海鳥及び海産哺乳動物の長期的な保存を促進する。当該保存管理措置には、適当な場合には、次のものを含めるべきである。

(a) さめ類については、種別のデータの収集、漁業による混獲の緩和のための措置、漁獲量の制限及びひれのみを採取する漁の禁止

(b) うみがめ類、海鳥及び海産哺乳動物については、漁業による混獲の緩和のための措置、保存措置及び関連する管理措置、禁止措置並びに自国が締結している関連する国際協定に基づくその他の措置

5 締約国は、濫獲及び過剰な漁獲能力を防止し、並びに濫獲された資源の回復を促進するために立案される漁業管理のための制度の実施には、濫獲及び過剰な漁獲能力に寄与する全ての補助金の規制、削減及び最終的な撤廃を含めなければならないことを認める。このため、いずれの締約国も、補助金及び相殺措置に関する協定第一条1に規定する補助金（注）であつて、補助金及び相殺措置に関する協定第二条に規定する特定性を有するものうち次のものを交付し、又は維持してはならない。

注 この条の規定の適用上、補助金は、関係する船舶の国籍又は関係する魚類への原産地規則の適用にかかわらず、当該補助金を交付する締約国に属するものとする。

(a) 漁獲（注1）に対する補助金であつて、濫獲された（注2）状態にある魚類資源に悪影響を及ぼす（注3）もの

注1 この5の規定の適用上、「漁獲」とは、魚類を探知し、引き寄せ、若しくは採捕すること又は魚類を探知し、引き寄せ、若しくは採捕する結果になると合理的に予測し得る活動をいう。

注2 この条の規定の適用上、ある魚類資源の水準が、最大持続生産量を実現する水準又は入手可能な最良の科学的証拠に基づく代替的な基準値に当該魚類資源を回復させることを可能とするために漁獲量を制限する必要が生ずる程度にまで低い場合

には、当該魚類資源は、濫獲されているものとする。この5の規定の適用上、漁獲が行われる場所を管轄する国により又は関連する地域的な漁業管理のための機関により濫獲されていると認められる魚類資源についても、濫獲されていると認めるものとする。

注3 当該補助金の悪影響は、入手可能な最良の科学的証拠に基づいて決定するものとする。

(b) 旗国又は関連する地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みが当該機関又は枠組みの規則及び手続並びに国際法に従いIUU漁業を行うものとして一覧表に掲載している漁船(注)に対し、その掲載が行われている間に交付される補助金

注 「漁船」とは、あらゆる種類の船舶であつて、漁獲若しくは漁獲に関連する活動のために使用されるもの、使用される設備を有するもの又は使用されることを目的とするものをいう。

6 締約国によりこの協定が当該締約国について効力を生ずる日の前に設けられた補助金制度であつて、5(a)の規定に適合しないものについては、できる限り速やかに、かつ、この協定が当該締約国について効力を生ずる日から三年以内(注)に、5(a)の規定に適合させる。

注 ベトナムは、この6の規定にかかわらず、同国が既に開始した資源評価を完了させるためにのみ、この6に規定する三年の期

間の満了の六箇月前までに環境小委員会に対して書面による要請を提出することにより、補助金制度を5(a)の規定に適合させるため追加の二年の延長を要請することができる。同国の要請には、要請する延長の理由及び10に規定する自国の補助金制度に関する情報を含める。同国は、この注の規定に従って要請を提出することにより、当該要請の受領から六十日以内に環境小委員会
が別段の決定をする場合を除くほか、この一回限りの延長を行うことができる。同国は、追加の二年の期間の満了の日までに、
同国が5(a)の規定に基づく義務を履行するためにとった措置に関する報告を環境小委員会に対して書面により提出する。

7 各締約国は、5(a)又は(b)の規定によって禁止されない補助金に関し、締約国の社会及び開発における優先事項（食糧安全保障上の懸念を含む。）を考慮しつつ、補助金及び相殺措置に関する協定第一条1に規定する補助金（補助金及び相殺措置に関する協定第二条に規定する特定性を有するものに限る。）であつて、濫獲若しくは過剰な漁獲能力に寄与するものを新たに導入すること又はこれが現行のものである場合にはこれを拡張し、若しくは強化することを差し控えるよう、最善の努力を払う。

8 締約国は、濫獲及び過剰な漁獲能力に寄与する補助金を撤廃するとの目的を達成するため、環境小委員会の通常会合において5の規定の規律を検討する。

9 各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から一年以内に、その後は二年ごとに、補助金及

び相殺措置に関する協定第一条1に規定する補助金（補助金及び相殺措置に関する協定第二条に規定する特定性を有するものに限る。）であつて、自国が漁獲又は漁獲に関連する活動に従事する者に交付し、又は維持しているものを他の締約国に通報する。

- 10 9に規定する通報は、過去二年以内に交付された補助金を対象とし、及び補助金及び相殺措置に関する協定第二十五条3の規定に基づいて必要とされる情報を含むものとし、可能な範囲内で次の情報を含める（注）。

注 漁業に係る現行の補助金に関する制度についての情報及びデータの共有は、千九百九十四年のガット又は補助金及び相殺措置に関する協定の下における当該制度の法的地位、当該制度がもたらす影響又は当該制度の性格を予断するものではなく、及びWTOにおけるデータの報告に関する要求を補充することを意図するものである。

- (a) 制度の名称
- (b) 制度の法的権限
- (c) 補助金が交付される漁業における種ごとの漁獲量のデータ
- (d) 補助金が交付される漁業における魚類資源の状態（例えば、過度に開発された状態、枯渇した状態、

完全に開発された状態、回復している状態又は十分に開発されていない状態)

- (e) 補助金が交付される漁業における船団の能力
- (f) 関連する魚類資源についてとられている保存管理措置
- (g) 種ごとの輸入及び輸出の総量

11 各締約国は、また、可能な範囲内で、自国が交付し、又は維持する漁業に関する他の補助金であつて5の規定の対象でないもの、特に燃料に関する補助金についての情報を提供する。

12 締約国は、9及び10に規定する通報を行う締約国に対して当該通報に関する追加の情報を要請することができる。当該通報を行う締約国は、できる限り速やかに、かつ、包括的な態様でその要請に応ずるものとする。

13 締約国は、地域的及び国際的な文書(注)に反映されているように、IUU漁業に対処するための国際的に協調して行われる行動の重要性を認め、並びにこれに関する国際的な協力(権限のある国際機関との協力及び権限のある国際機関を通じた協力を含む。)を促進するよう努める。

注 地域的及び国際的な文書には、特に、適用される範囲内で、二千一年のIUU漁業に関する行動計画、二千五年三月十二日に

ローマで採択された二千五年の違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業に関するローマ宣言、二千九年十一月二十二日にローマで作成された違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定並びに適当な場合には漁業に関する政府間の機関又は枠組みとして定められる地域的な漁業管理のための機関であって保存管理措置を定める権限を有するものを設立する文書及び当該機関が採択する文書を含む。

14 各締約国は、IUU漁業の慣行に対処するための努力及び当該慣行を通じて採捕された種から得られる製品の貿易を抑止することを支援するため、次のことを行う。

- (a) ニーズを特定し、及びこの条の規定の実施を支援する能力を形成するため、他の締約国と協力すること。
- (b) 監視、規制、監督、遵守及び取締りに関する制度を支援すること。適当な場合には、次のことを行うための措置の採択、見直し又は改定により支援することを含む。
 - (i) 自国を旗国とする漁船及び自国の国民がIUU漁業に従事することを抑止すること。
 - (ii) IUU漁業によって採捕された魚類又はその製品の海上における転載に対処すること。
- (c) 寄港国の措置を実施すること。

(d) 自国が加盟国でない地域的な漁業管理のための機関が採択する関係する保存管理措置の実効性を損なわないよう、当該措置と整合的に行動するよう努めること。

(e) 自国が加盟国でない地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組み又は政府間機関であつて、その権限に共有の漁業資源（分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する種及び高度回遊性の種を含む。）の管理を含むものが運用する漁獲又は貿易に関する記録についての制度を損なわないよう努めること。

15 締約国は、第二十六・二条（公表） 2の規定に従い、可能な範囲内で、IUU漁業から得られる水産物の貿易を防止するように立案された措置の案について意見を述べるための機会を他の締約国に与える。

第二十・七条 保存及び貿易

1 締約国は、野生動植物の違法な採捕（注）及び取引に対処することの重要性を確認するとともに、当該取引が、これらの天然資源を保存し、及び持続可能であるように管理する努力を損ない、社会的影響を有し、野生動植物の適法な取引を歪め、並びにこれらの天然資源の経済的価値及び環境上の価値を低下させることを認識する。

注 「採捕」とは、捕獲され、殺され、又は収集されることをいい、植物については、収穫され、切られ、伐採され、又は除去さ

れることをもいう。

2 このため、各締約国は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下この章において「CITES」という。）に基づく義務を履行するための法令その他の措置を採用し、維持し、及び実施する（注1、注2、注3）。

注1 この条の規定の適用上、各締約国のCITESの義務は、自国が締結する現行の及び将来の改正並びに自国について適用される現行の及び将来の留保、免除及び例外を含む。

注2 締約国は、この2の規定の違反を確定するためには、CITESに基づく義務を履行するための法令その他の措置を他の締約国が採用せず、維持せず、又は実施しなかったことが締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼす態様であったことを示さなければならぬ。

注3 締約国は、他の締約国がこの2の規定に基づく義務を履行していないと認める場合には、まずCITESの下での協議その他の手続により、問題に対処するよう努める。

3 締約国は、野生動植物の保存を促進し、並びにその違法な採捕及び取引に対処することを約束する。このため、締約国は、次のことを行う。

(a) 野生動植物の違法な採捕及び取引に対処すること（違法伐採及び関連する違法な取引に対処すること並びに関連する製品の適法な取引を促進することを含む。）に関する相互に関心を有する事項について情報及び経験を交換すること。

(b) 適当な場合には、保存に関する相互に関心を有する事項についての共同活動（関連する地域的及び国際的な場を通じたものを含む。）を行うこと。

(c) 適当な場合には、国際取引によりその存続が脅威にさらされる種を保護し、及び保存することを目的とするCITESの決議を実施するよう努めること。

4 各締約国は、更に、次のことを約束する。

(a) 自国がその領域において危険にさらされていると特定した野生動植物を保護し、及び保存するための適当な措置（湿地等の特別に保護された自然の区域を生態学的に本来のままの状態に保全するための措置を含む。）をとること。

(b) 持続可能な森林経営及び野生動植物の保存を促進するための政府の能力及び制度上の枠組みを維持し、又は強化し、並びに当該制度上の枠組みについて公衆の参加及び透明性を強化するよう努めること。

と。

(c) 野生動植物の違法な採捕及び取引に対処するための措置の実施を強化するため、関心を有する非政府機関との協力及び協議を進展させ、及び強化するよう努めること。

5 各締約国は、野生動植物（その部分及び製品を含む。）の違法な採捕及び取引に対処するための更なる努力を行うため、信頼性のある証拠（注1）によれば野生動植物を保存し、保護し、又は管理することを主たる目的とする自国の法令又は他の関係法令（注2）に違反して採捕され、又は取引された野生動植物の取引に対処するための措置をとり、及びその防止のために協力する。当該措置には、当該取引の抑止となり得る制裁、罰則その他の効果的な措置（行政措置を含む。）を含める。さらに、各締約国は、信頼性のある証拠によれば違法に採捕され、又は取引された野生動植物であつて、自国の領域において積み替えられたものの取引に対処するための措置をとるよう努める。

注1 この5の規定の適用上、各締約国は、「信頼性のある証拠」とは何かを決定する権利を保持する。

注2 「他の関係法令」とは、採捕又は取引が生ずる場所を管轄する国又は地域の法令をいい、野生動植物が当該法令に違反して採捕され、又は取引されたかどうかの問題についてのみ関係するものとする。

6 締約国は、5の規定の実施に当たり、各締約国が行政上、捜査上及び執行上の裁量を行使する（それぞれ状況において、入手可能な証拠の証明力及び疑われる違反の重大さを考慮することを含む。）権利を保持することを認める。さらに、締約国は、5の規定の実施に当たり、各締約国が行政上、捜査上及び執行上の資源の配分に関する決定を行う権利を保持することを認める。

7 締約国は、野生動植物の違法な採捕及び取引に対処するための法の執行に関する締約国間の協力及び情報の共有を最大限に促進するため、自国の法令及び適用される国際協定に従い、法の執行に関する協力及び情報の共有の強化（例えば、法の執行に関するネットワークを設け、及びそれに参加することによるものを含む。）の機会を特定するよう努める。

第二十・十八条 環境に関する物品及びサービス

1 締約国は、環境及び経済に関する実績を向上させ、並びに環境に関する地球規模の課題に対処するための手段として、環境に関する物品及びサービスの貿易及び投資が重要であることを認める。

2 締約国は、更に、この協定が自由貿易地域において環境に関する物品及びサービスの貿易及び投資を促進するために重要であることを認める。

- 3 このため、環境小委員会は、環境に関する物品及びサービスの貿易に関連する事項であつて、一又は二以上の締約国によつて特定されるもの（当該貿易に対する潜在的な非関税障壁として特定される事項を含む。）について検討する。締約国は、環境に関する物品及びサービスの貿易に対する潜在的な障壁であつて、いずれかの締約国によつて特定されるものに対処するよう努める（適当な場合には、環境小委員会を通じ、及びこの協定に基づいて設置される関連する他の小委員会と連携して活動を行うことを含む。）。
- 4 締約国は、貿易に関連する現在及び将来の環境に関する地球規模の課題に対処するため、環境に関する物品及びサービスについての二国間及び複数国間の協力事業を立案することができる。

第二十・十九条 環境に関する小委員会及び連絡部局

- 1 各締約国は、この章の規定の実施に当たつて締約国間の連絡を円滑にするため、この協定が自国について効力を生ずる日から九十日以内に、自国の関連する当局のうちから一の連絡部局を指定し、及び通報する。各締約国は、自国の連絡部局について変更がある場合には、速やかに他の締約国に通報する。
- 2 締約国は、政府の上級の代表者であつてこの章の規定の実施について責任を負う各締約国の関連する国の当局（貿易及び環境に関する当局）を代表するもの又はその指名する者から成る環境小委員会を設置す

る。

3 環境小委員会は、この章の規定の実施を監督することを目的とし、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の実施について討議し、及び検討するための場を提供すること。
- (b) 委員会に対してこの章の規定の実施に関する定期的な報告を行うこと。
- (c) この章の規定に基づく協力活動について討議し、及び検討するための場を提供すること。
- (d) 第二十・二十一条（上級の代表者による協議）の規定により付託された問題について検討し、及び解決するよう努めること。

(e) 適当な場合には、この協定に基づいて設置される他の小委員会と調整すること。

(f) 締約国が決定するその他の任務を遂行すること。

4 環境小委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に会合する。その後は、環境小委員会が別段の合意をする場合を除くほか、二年ごとに会合する。環境小委員会の議長及びその会合の場所については、環境小委員会が別段の合意をする場合を除くほか、英語のアルファベット順に従って各締約国の間で交替する。

- 5 環境小委員会の全ての決定及び報告は、環境小委員会が別段の合意をする場合又はこの章に別段の定めがある場合を除くほか、コンセンサス方式によって行う。
- 6 環境小委員会の全ての決定及び報告は、環境小委員会が別段の合意をする場合を除くほか、公に入手可能なものとする。
- 7 環境小委員会は、この協定の効力発生の日の後五年目の年に、次のことを行う。
 - (a) この章の規定の実施及び運用について検討すること。
 - (b) 締約国及び委員会に対して所見（勧告を含めることができる。）を報告すること。
 - (c) 締約国が決定する間隔でその後の検討を行うこと。
- 8 環境小委員会は、適当な場合には環境小委員会の活動に関連する事項について公衆からの意見を得ることを定め、及び各会合において公開の会議を開催する。
- 9 締約国は、この章の規定の実施に当たり資源の効率性が重要であること並びに締約国間の及び公衆との連絡及び相互作用を円滑にするために新たな技術を利用することが望ましいことを認める。

第二十・二十条 環境に関する協議

1 締約国は、この章の規定の解釈及び適用について合意に達するよう常に努めるとともに、この章の規定の運用に影響を及ぼすおそれのあるいかなる問題についても対処するため、対話、協議、情報の交換及び適当な場合には協力を通じてあらゆる努力を払う。

2 締約国は、他の締約国の連絡部局に対して書面による要請を行うことにより、この章の規定の下で生ずる問題に関する当該他の締約国（以下この章において「被要請国」という。）との協議を要請することができる。当該締約国（以下この章において「要請国」という。）は、被要請国が回答することができるよう具体的かつ十分な情報（問題となっている事項の特定及び当該要請の法的根拠の記載を含む。）を含める。要請国は、他の締約国に対し、それぞれの連絡部局を通じて自国の協議の要請について送付する。

3 要請国又は被要請国以外の締約国であつて、問題に関する実質的な利害関係を有すると認めるものは、協議の要請の送付の日の後七日以内に、要請国及び被要請国の連絡部局に対して書面による通報を行うことにより、当該協議に参加することができる。当該協議に参加する締約国は、当該通報に当該問題に関する自国の実質的な利害関係の説明を含める。

4 要請国及び被要請国（以下この章において「協議国」と総称する。）は、協議国が別段の合意をする場

合を除くほか、速やかに、かつ、被要請国が協議の要請を受領した日の後三十日以内に協議を開始する。

5 協議国は、問題について相互に満足すべき解決に達するようあらゆる努力を払う（適当な協力活動を行うことを含めることができる。）。協議国は、問題を検討するために適当と認める者又は団体の助言又は支援を求めることができる。

第二十・二十一条 上級の代表者による協議

1 協議国は、前条（環境に関する協議）の規定によつて問題を解決することができなかつた場合には、他の一又は二以上の協議国の連絡部局に対して書面による要請を行うことにより、環境小委員会における協議国の代表者が当該問題を検討するために会合することを要請することができる。その要請を行う協議国は、同時に、他の締約国の連絡部局に対して当該要請を送付する。

2 環境小委員会における協議国の代表者は、1に規定する要請の到達の後速やかに会合し、問題を解決するよう努める（適当な場合には、政府の専門家又は政府の職員ではない専門家から関連する科学的及び技術的な情報を収集することによることを含む。）。当該問題に関する実質的な利害関係を有すると認める他の締約国の環境小委員会における代表者は、協議に参加することができる。

第二十・二十二条 閣僚による協議

1 協議国は、前条（上級の代表者による協議）の規定によつて問題を解決することができなかった場合には、当該問題を協議国の関係する閣僚に付託することができる。関係する閣僚は、当該問題を解決するよう努める。

2 第二十・二十条（環境に関する協議）、前条（上級の代表者による協議）及びこの条の規定による協議は、対面により又は協議国が合意する利用可能な技術的手段により、行うことができる。協議は、対面によつて行う場合には、協議国が別段の合意をする場合を除くほか、被要請国の首都において行う。

3 協議は、秘密とされるものとし、その後の手続におけるいずれの締約国の権利も害さないものとする。

第二十・二十三条 紛争解決

1 協議国が、第二十・二十条（環境に関する協議）、第二十・二十一条（上級の代表者による協議）及び前条（閣僚による協議）の規定により第二十・二十条の規定に基づく要請の受領の日の後六十日以内又は協議国が合意する他の期間内に問題を解決することができなかった場合には、要請国は、第二十八・五条（協議）の規定に基づく協議又は第二十八・七条（パネルの設置）の規定に基づくパネルの設置を要請す

ることができる。

2 第二十八・十五條（専門家の役割）の規定にかかわらず、第二十八章（紛争解決）の規定に従って招集されるパネルは、第二十・十七條（保存及び貿易）2の規定の下で生ずる紛争について次のことを行う。

(a) 適当な場合にはCITESの下で特定の問題に対処する権限を与えられた機関から技術的な助言又は支援を求めること及びこれによって得られた当該技術的な助言又は支援に対する意見を述べるための機会を協議国に与えること。

(b) 第二十八・十七條（最初の報告書）4の規定に基づく認定及び決定を行うに当たり、問題の性質及び状況に照らして適当な範囲で、(a)の規定に基づいて得られた当該問題に関する解釈上の指針に対して妥当な考慮を払うこと。

3 第二十・三條（一般的な約束）4又は6の規定の下で生ずる問題についてこの協定による紛争解決を開始する締約国は、その開始の前に、紛争の対象となる環境法令と実質的に同等な範囲の環境法令を自国が維持しているかどうかを考慮する。

4 締約国が第二十・三條（一般的な約束）4又は6の規定の下で生ずる問題について第二十・二十條（環

境に関する協議）の規定に基づき被要請国との協議を要請する場合において、紛争の対象となる環境法令と実質的に同等な範囲の環境法令を要請国が維持していないと被要請国が認めるときは、協議国は、当該協議においてこの事項について討議する。

附属書二十一A

オーストラリアについては、オゾン保護及び合成温室効果ガス管理法（千九百八十九年）

ブルネイ・ダルサラーム国については、税関（輸入及び輸出に関する禁止及び制限）令

カナダについては、カナダ環境保護法（千九百九十九年）のオゾン破壊物質規則（千九百九十八年）

チリについては、大統領令外務省所管第二百三十八号（千九百九十年）及び法第二万九百九十六号

日本国については、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）

マレーシアについては、環境品質法（千九百七十四年）

メキシコについては、生態学的均衡及び環境保護に関する一般法第四編（環境の保護）第一章及び第二章における連邦政府による大気に係る規定の執行に関する部分

ニュージーランドについては、オゾン層保護法（千九百九十六年）

ペルーについては、大統領令工業・観光・統合通商交渉省所管第三十三号（二千年）

シンガポールについては、環境保護及び管理法（同法に基づいて定める規則を含む。）

アメリカ合衆国については、アメリカ合衆国法典第四十二編第七千六百七十一節から第七千六百七十一節まで（成層圏オゾン保護）

ベトナムについては、環境保護に関する法律（二千十四年）、モントリオール議定書に基づくオゾンを破壊する物質の輸入及び輸出並びに再輸出のための一時的な輸入を規制する商工省及び天然資源環境省合同回章（二千十一年十二月三十日）（商工省及び天然資源環境省合同回章第四十七号）並びに輸入が禁止されるクロロフルオロカーボンを使用する冷凍用機器の一覧表を発行する天然資源環境省決定（二千六年九月八日）（天然資源環境省決定第十五号）

附属書二十一B

オーストラリアについては、海洋の保護（船舶による汚染の防止）法（千九百八十三年）及び航海法（二千十二年）

ブルネイ・ダルサラーム国については、海洋の汚染の防止令（二千五年）、海洋の汚染（油）の防止規則（二千八年）及び海洋の汚染（ばら積みの有害液体物質）の防止規則（二千八年）

カナダについては、カナダ船舶法（二千一年）及び同法に関連する規則

チリについては、政令外務省所管第千六百八十九号（千九百九十五年）

日本国については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）

マレーシアについては、商船（油汚染）法第五百十五号（千九百九十四年）、商船命令（千九百五十二年）（法律第A千三百十六号により二千七年に改正されたもの）及び環境品質法（千九百七十四年）

メキシコについては、生態学的均衡及び環境保護に関する一般法第三百三十二条

ニュージーランドについては、海上運送法（千九百九十四年）

ペルーについては、政令第二万二千七百三号及び政令第二万二千九百五十四号による千九百七十八年議定書（千九百八十年三月二十六日）

シンガポールについては、海洋の汚染の防止法（同法に基づいて定める規則を含む。）

アメリカ合衆国については、船舶による汚染防止のための法律（アメリカ合衆国法典第三十三編第千九百一節から第千九百十五節まで）

ベトナムについては、環境保護に関する法律（二千十四年）、海事法典（二千五年）、ベトナムの海港における海洋船舶からの油を含む液体状の廃棄物の受入れ及び処理の管理を規制する交通運輸省回章（二千十二年十二月十九日）（交通運輸省回章第五十号）並びに船舶の海洋汚染防止制度に関する国家技術規則（二千十四年）（交通運輸省国家技術規則第二十六号）